平成２５年（フ）第４００号
埼玉県本庄市南２丁目６番17号　エクセルミナミ
債務者　根岸奈緒美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０号
長崎県島原市新田町280番地４
債務者　金井　貞義
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
群馬県前橋市敷島町249番地２
債務者　細木　克修
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦1324番地１
債務者　清水　友彦
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　貞喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３８５号
函館市堀川町11番16号
債務者　菊池　美佳
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９２号
北海道茅部郡森町字上台町144番地31　３－７
債務者　小川　敏美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９１号
埼玉県深谷市大谷1071番地３
債務者　内山　絵理
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１２号
奈良県大和高田市大字藤森86番地２　青垣園
債務者　雅電設こと　小川　竜司
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
奈良県大和高田市大字出22番地　１号棟301号
債務者　ビギンズこと平岡一こと　平岡　　始
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
三重県鳥羽市若杉町３番20号、前住所三重県鳥羽市石鏡町338番地１
債務者　古川　芳楷
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
三重県志摩市阿児町甲賀1762番地23
債務者　邱　　素苗
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
岡山県笠岡市横島632番地１
債務者　中村　元紀
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
岡山県倉敷市神田１丁目18番21号　ＮＥＷオアシス岡本102号
債務者　徳山　雅也
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
埼玉県比企郡小川町大字大塚859番地１、旧住所埼玉県比企郡小川町みどりが丘３丁目18番地１
債務者　宮本　正信
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３１号
岡山県津山市高野本郷1620番地６　１号棟507号室
債務者　野口　裕司
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１６０９号
札幌市白石区菊水５条３丁目５番６－403号
債務者　内田　　諒
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１８号
北海道江別市野幌東町24番地の１
債務者　新屋　　昇
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４０号
札幌市東区北25条東14丁目２番５号　ハウスオブリザ北25条102号
債務者　松田　竜次
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部